

# 牛のヨーネ病とは

県北家畜保健衛生所

牛のヨーネ病は、牛に慢性の下痢を引き起こす病気です。有効なワクチンや治療法がなく、感染してから発病するまで、数年かかります。感染牛は発症前から糞便中に大量な菌を排出し、放置すると農場全体に本病がまん延し経済的損失が大きいことから早期発見が必要です。

牛のヨーネ病は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）で家畜伝染病（法定伝染病）に定められ、撲滅対象疾病として国をあげて清浄化が進められています。

病原体：細菌（ヨーネ菌）

伝 播：感染牛の糞便を介して感染

（糞便と一緒に大量のヨーネ菌を排出します。）

症 状：慢性で頑固な水様性下痢で、発症すると急激に削瘦し、やがて死亡します。



ヨーネ病に感染し、発症した牛：著しく削瘦



慢性で頑固な水様性下痢



腸管の粘膜は肥厚（わらじ状）

※写真は①茨城県、②宮城県、③・④（国研）農研機構から引用

# 牛ヨーネ病検査の流れ（家畜伝染病予防法第5条に基づく、5年に1度の定期検査）

## 1 飼養者の方の準備

- ① 検査対象地域の方には、検査予定日を事前に連絡します。
- ② 12 か月齢以上の乳用牛と肉用繁殖雌牛を検査します。検査当日は頭絡を付けるなど係留、保定の準備をお願いします。
- ③ 検査手数料 600 円/頭をご用意ください。

## 2 検査方法

- ① 農場では、頸部または尾部から血液を採取します。
- ② 血液は家畜保健衛生所に持ち帰り、エライザ法による抗体検査（スクリーニング検査）を実施します。検査の結果、陰性であれば健康と診断します。
- ③ スクリーニング検査で陽性の場合、新たに当該牛の糞便を採取し、リアルタイムPCR法による遺伝子検査（確定検査）を実施します。
- ④ 確定検査で陽性の場合、当該牛はヨーネ病患者と診断され、法に基づき殺処分されます。殺処分された牛に対しては、国から手当金（評価額（上限95万円）の4/5）が支払われます。※評価額は、素牛の導入価格、育成経費、受胎加算金などで算出されます。
- ⑤ 患畜が発生した農場については、「栃木県ヨーネ病防疫対策要領」に基づき、同居牛の定期的な検査（無料）や必要に応じて畜舎の徹底した消毒など清浄化に向けた対策を実施します。このような対策には、家保も協力します。

### ●検査の流れ

